

青森県県土整備部土木工事積算業務委託実施要領細目

(趣旨)

第1条 この細目は、青森県県土整備部土木工事積算業務委託実施要領（以下「要領」という。）第15条に基づき、要領の施行に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 積算業務の委託内容は、次のとおりとする。

(1) 業務計画

- 1) 発注者から貸与された成果品などの資料等に係る与条件の確認・整理を行うこと。
- 2) 現場状況確認のため現地調査を行うこと。

(2) 図面作成

成果品等の貸与資料を基に協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工・追加等を行い、工事発注図面を作成すること。

(3) 数量算出

積算に必要となる数量算出を行うこと。なお、数量集計表は、工事工種体系に従うことを原則とする。

(4) 積算

土木工事標準積算基準書等の積算基準類を遵守の上、青森県土木積算システムを使用し、積算作業を行うこと。また、積算業務に必要な単価・歩掛に係る見積りは、発注者が徴収する。なお、積算はダミー単価であるため、発注者と受注者との協議の上、再積算を行うこと。

(5) 積算資料等作成

積算に必要となる適用歩掛、適用単価、間接経費の条件を確認するとともに、使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うこと。また、特記仕様書の作成を行うこと。

(6) 照査

発注者指示事項を遵守し、別に定める「照査チェックリスト」に基づき、下記項目を照査すること。

- 1) 作成した図面、数量集計表、特記仕様書等の整合性
- 2) 積算システムへの入力データの適切性
- 3) 業務内容全体

(業務計画書)

第3条 積算業務の業務計画書への記載事項は、設計業務等共通仕様書第1112条第2項に準拠する。

(資料の貸与及び返却)

第4条 資料の貸与及び返却は、設計業務等共通仕様書第1113条に準拠することとし、

受注者は、貸与資料を当該業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与し、閲覧させ、複写し、譲渡し又は使用させてはならない。

(使用図書等)

第5条 積算業務の履行に当たり使用する図書は、次のとおりとする。なお、掲載以外の図書を用いる場合には、事前に発注公所の調査職員の承諾を得なければならない。

- (1) 土木工事標準積算基準書（共通編、道路編、河川編）青森県県土整備部
- (2) 土木工事標準積算基準書（共通編、道路編、河川編）国土交通省
- (3) 建設機械等損料算定表 国土交通省東北地方整備局
- (4) 設計単価表 青森県県土整備部
- (5) Web 建設物価、デジタル土木コスト情報
一般財団法人 建設物価調査会
- (6) 積算資料、土木施工単価 一般財団法人 経済調査会
- (7) 土木工事数量算出要領（案） 国土交通省
- (8) 土木工事共通仕様書 青森県県土整備部
- (9) 設計書作成要領（土木工事編） 青森県県土整備部
- (10) 数量集計表様式 青森県県土整備部
- (11) 青森県土木積算システム操作マニュアル（民間委託用）

- 2 前項の図書のうち市販又は公表されているものについては、受注者の負担において備えること。

(積算作業における遵守事項)

第6条 受注者は、自社のパソコンを発注公所に持参の上、発注公所の職員立会いのもとでシステムのインストールを行い、当該パソコンを自社に持ち帰り作業を行うことを可とする。また、作業後は発注公所の職員立会いのもとでアンインストールを行うこと。

- 2 受注者は、持参する自社のパソコンを青森県のネットワークに接続しないこと。
- 3 受注者が持参するパソコンの動作環境は次のとおりとする（OS のバージョンアップ等を含む）。

項目	必要な規格	備考
型名	ノートパソコン型	
メモリ	2GB 以上	
ハードディスク	空き領域 Cドライブ : 50GB 以上	
基本ソフト	Windows10 (64bit)	
PDF 変換ソフト	各自のパソコンで変換できるソフトであること。	

(成果品)

第7条 積算業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 設計書（単価非表示）
- (2) 特記仕様書
- (3) 数量集計表等
- (4) 図面
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 照査報告書

2 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に準じて作成した電子データにより、成果品を提出する。

附則

この細目は平成26年4月1日から施行する。

附則

平成29年10月5日、一部条文の変更、施行。

令和2年10月15日、一部条文の変更、施行。